

尾張地域水循環再生地域協議会設置要綱（案）

（目的）

第1 尾張地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、尾張地域水循環再生地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の行う協議・活動）

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- （1） 水循環再生の推進に関する事項。
- （2） 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- （3） 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- （4） その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

（構成）

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体及び市町村、国及び県等の関係機関で組織する。

（運営）

第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。

（行動計画フォローアップチーム）

第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。

- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境局環境政策部水大気環境課長を、サブリーダーは建設局河川課長をもって充てる。
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

（外部関係者の出席）

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第7 事務局は、環境局環境政策部水大気環境課及び建設局河川課で構成し、環境局環境政策部水大気環境課が代表する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表1 尾張地域水循環再生地域協議会構成員

区分	所属	役職等
座長	名古屋大学	准教授 中村晋一郎
事業者・県民・民間団体	愛知西農業協同組合	組合長
	あいち知多農業協同組合	組合長
	豊浜漁業協同組合	組合長
	木曾川漁業協同組合	組合長
	名古屋商工会議所	専務理事
	常滑商工会議所	専務理事
	愛知用水土地改良区	理事長
市町村	名古屋市	担当局長 (環境都市推進)
	一宮市	市長
	瀬戸市	市長
	春日井市	市長
	津島市	市長
	犬山市	市長
	常滑市	市長
	江南市	市長
	小牧市	市長
	稲沢市	市長
	東海市	市長
	知多市	市長
	尾張旭市	市長
	岩倉市	市長
	日進市	市長
	愛西市	市長
	清須市	市長
	北名古屋市	市長
	弥富市	市長
	あま市	市長
	長久手市	市長
	豊山町	町長
	大口町	町長
	扶桑町	町長
	大治町	町長
	蟹江町	町長
飛島村	村長	
国	中部地方環境事務所	環境対策課長
	中部地方整備局庄内川河川事務所	所長
	中部地方整備局名古屋港湾事務所	所長
	水資源機構中部支社	次長
県等	尾張県民事務所	所長
	海部県民事務所	所長
	知多県民事務所	所長
	尾張農林水産事務所	所長
	海部農林水産事務所	所長
	知多農林水産事務所	所長
	尾張建設事務所	所長
	一宮建設事務所	所長
	海部建設事務所	所長
	知多建設事務所	所長
	農業水産局	局長
	農林基盤局	局長
	建設局	局長
	環境局	局長
	名古屋港管理組合	政策企画部長